

社会福祉法人 園盛会  
介護職員等の処遇改善に対する取り組み

【介護職員等の処遇改善について】

政府の施策による「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置が、令和5年度内に都道府県に交付されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

1. 介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを算定していること
2. 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
3. 賃上げ以外の処遇改善の取組みの見える化(公表)を行っている

【園盛会の取組みについて】

介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組についてお知らせします。

1. 介護職員等特定処遇改善加算実施状況

全介護サービス事業が、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定した上で、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定加算）を取得しています。

|           | 特別養護老人ホーム | (介護予防)<br>短期入所生活介護 | (介護予防)通所介護<br>(介護予防)認知症<br>対応型通所介護 |
|-----------|-----------|--------------------|------------------------------------|
| 多摩の里むさしの園 | 特定加算（Ⅰ）   | 特定加算（Ⅰ）            | 特定加算（Ⅰ）                            |
| 多摩の里けやき園  | 特定加算（Ⅰ）   | 特定加算（Ⅰ）            | —                                  |
| もみの樹園     | 特定加算（Ⅰ）   | —                  | 特定加算（Ⅰ）                            |

※特定加算（Ⅰ）を算定する場合は、介護職員処遇改善加算でサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、または日常生活継続支援加算を取得していることが必要です。

## 2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組

| 職場環境等要件項目   | 園盛会の取組み  |
|---|--|
| 入職促進に向けた取組  |  |
| 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化  | ・ 新人職員研修及び中途職員の採用職員研修にて法人理念や概要、人事制度、教育研修等を周知。                                    |
| 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施   | ・ 学生の職業体験の積極的な受け入れや地域行事への参加や協働を実施。   |
| 支援資質の向上やキャリアアップに向けた支援   |  |
| 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | ・ 法人内の資格取得支援制度あり。資格取得希望者に対しては費用全額を補助。<br>・ 経験年数、階級等による階層に応じたキャリアアップ研修の実施。        |
| エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入  | ・ 新人職員に対するエルダー制度の実施。中途職員に対しては、指導担当者を選定してサポートしている。                                |
| 両立支援・多様な働き方の推進  |  |
| 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備  | ・ 産休、育休制度、介護看護による休暇制度の導入や育児中の時短勤務申請者への承認。<br>・ 法人運営(新宿区)による保育施設の活用が可能。           |
| 有給休暇が取得しやすい環境の整備  | ・ 有給休暇取得を促進できるよう法人一括で管理を行い、3園合同の会議で取得に向けた取組を導入。<br>・ 半日有給休暇、リフレッシュ休暇制度の実施（取得条件有） |
| 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実  | ・ 新卒採用時の一人暮らし家賃補助制度、産業医に相談できる環境を整備。  |
| 腰痛を含む心身の健康管理  |  |
| 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備   | ・ マニュアルの作成や、委員会や所属部署の会議等による情報共有や見直し、改善への取り組み。                                    |
| 生産性向上のための業務改善の取組  |  |
| タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減   | ・ 記録システム、見守りセンサー等の導入推進による業務の見直し、効率化を図る。職員の精神・身体的負担を軽減。利用者の安全確保を促進。               |
| 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減  | ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減への取り組み。                                    |
| やりがい・働きがいの醸成  |  |
| ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善   | ・ 部署ごとに申し送りによる情報共有の実施。<br>・ 階層別研修にてコミュニケーションの醸成、業務改善、職場活性化等の教育を実施。               |